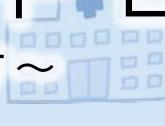
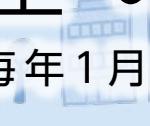


固定資産税の 償却資産の申告

～申告期限は毎年1月末です～



償却資産は、土地や家屋と同じく固定資産税の課税対象ですが、土地や家屋のような登記制度がないため、対象の資産がある人(法人・個人問わず)は、市へ申告する必要があります。

- ・申告義務がある人は、1月1日現在で償却資産を所有している人です。
- ・申告書は、償却資産が所在する市町村へ提出してください。
- ・申告書の様式は、税務課窓口で配布しています。eLTAX(エルタックス)による電子申告もできます。
- ・未申告や申告もれなどの場合は、資産を取得した翌年度までさかのぼって(最大5年)課税します。

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地・家屋以外の事業用で使用することができる有形固定資産(機械・器具・備品など)で、所得税や法人税の確定申告時に減価償却の対象となる資産です。



◀ eLTAX
電子申告は
こちらから

償却資産の具体例

飲食店

厨房設備、カラオケセッットなど



建設業

パワーショベル、ポータブル発電機など



ガソリンスタンド

オイルチェンジャー、洗車機など



工場

各種製造設備、受変電設備など



理容業・美容業

理・美容椅子、洗面設備など



ホテル・旅館

客室備品、洗濯設備など



医院

ベッド、手術台、X線装置など



小売店

商品陳列ケース、冷蔵庫など



農業・漁業

乾燥機、漁船など



令和7年度 償却資産申告期限 1月31日(金)

提出先・問い合わせ先 税務課 固定資産税係 ☎(27)3314

広告 ご不要になった車
すべて買い取ります!

査定
無料

軽自動車・普通自動車・トラック・
バス・フォークリフト・トラクターなど

LINEからお気軽にお問い合わせください!



引き取りご希望の方もご相談ください!



株式会社カネムラエコワークスは自動車リサイクル法に基づく整頓料可申請者です。



KANEMURA
ECO WORKS

最先端設備と確かな技術
限りある金属資源をそれぞれに
合った方法で鑑別・回収し、
再生原料としてリサイクルすることが
私たちの仕事です。
質の高い資源リサイクルで私たちは
持続可能な社会の実現を目指します。

株式会社 カネムラエコワークス

【宇土本社】宇土市岩古曾町2063番地1 <https://www.kk-kanemura.co.jp/>

お気軽にお問い合わせください

HPはこちら

TEL(0964)22-0715



広報うとへの広告については、販売代理店の株式会社ウィット(☎072(668)3275)へ。※広告内容などは本市が推奨するものではありません。